

# 農家のみなさんへ

## 安心して農地が貸せる借りられる 農用地利用増進事業の利用を!!

農地を貸すと返してもらえなくなるのではないかと、返してもらえないかと心配して、農地を遊ばせておいても貸さないという人が多いうです。このような考えから市内には休耕農地が点在しております。

一方、農家の中には、農地を借り受けて農業経営の規模を拡大したい農家も数多くあります。

農地の有効利用をはかるため、安心して農地が貸せる借りられる制度ができました。これは農用地利用増進事業という制度です。これまで農地を貸したり借りたりするのには、農地法により、農業委員会に申請して許可を受けないと貸し借りのできないことになっていました。この制度を利用して農地の貸し借りをを行いますと、約束の期間がくれば確実に返してもらえますし、短期の貸し借りをくり返し、くり返し継続して行うことができたり、農地を返してもらったとき、離作料の支払は必要ありません。

農業以外の仕事で忙しく農地を遊ばせていたり、一時縮小したい農家の方、農地を借り受けて農業

経営の拡大をはかりたい農家の方は、この制度を利用して貸し借りをし、農地の有効利用をお願いします。

この手続は市役所産業課・農業委員会または農協へお申し出ください。そうしますと皆さまの間にはいつて計画的に貸し借りの手続を行います。

なお、すでにアンケートで貸し借りの希望をしてある方については後日、お願いに伺いますので申し添えます。

また不明な点や、詳しいことについてはお問い合わせください。

### 農業者年金に加入を

農家に年金をとることから昭和四十六年一月に制度化されたのが農業者年金です。

この年金に市内では四十名が加入し、すでに五名の方が経営移譲年金を受けています。

#### 農業者年金の加入資格

- 一、当然加入者  
五十アール（五反歩）以上を耕作している者で、国民年金に加入している者
- 二、任意加入者

イ、三十アール（三反歩）以上五十アール未満の耕作者で国民年金に加入している者。

ロ、当然加入者の後継者で国民年金に加入している者。

以上の資格のある方が六十歳になるまでに二十年以上加入していると六十歳から年金が受けられますが、制度ができたのが昭和四十六年一月一日ですから、二十年以上保険料を納めることのできない人のため、五年から十九年納めればよい加入期間の短縮措置が設けられています。（別表参考に）

#### この機会に加入を

保険料は二年を経過すると納められなくなり年金給付に結びつかなくなっている当然加入資格者とその後継者のために、特例により時効となった保険料が今年の十二月末日までに申込み手続きを済ませると特例納付できるように

ました。この機会にぜひ加入手続きをしてください。

#### 加入手続きは

加入資格がありながら加入していない人、加入していても保険料が未納の方は、さっそく農協の窓口にお申し込んでください。未納の方は特例納付を済ませてください。

#### 保険料は

特例納付額（時効完成期間）は一月につき三、六〇〇円です。五十四年分は一月につき三、二九〇円です。前納・分納制度もあります。

#### 年金の受給

年金を受けるには六十歳で経営移譲をすれば六十五歳に至るまで有利な経営移譲年金が支給され、六十五歳からは農業者老齢年金が受けられます。くわしいことは農協又は農業委員会へお問い合わせください。

生年月日別の短縮期間

区 分	加期間
大正5年1月2日～大正10年1月1日生まれの人	5年
# 10・1・2 ～ # 11・1・1	6
# 11・1・2 ～ # 12・1・1	7
# 12・1・2 ～ # 13・1・1	8
# 13・1・2 ～ # 14・1・1	9
# 14・1・2 ～ # 15・1・1	10
# 15・1・2 ～昭和2・1・1	11
昭和2・1・2 ～ # 3・1・1	12
# 3・1・2 ～ # 4・1・1	13
# 4・1・2 ～ # 5・1・1	14
# 5・1・2 ～ # 6・1・1	15
# 6・1・2 ～ # 7・1・1	16
# 7・1・2 ～ # 8・1・1	17
# 8・1・2 ～ # 9・1・1	18
# 9・1・2 ～ # 10・1・1	19
# 10・1・2 ～ # 11・1・1	
# 11・1・2 ～ # 12・1・1	

## 犬の飼い主のみなさんへ!!

ちかごろ犬の放し飼いが多くなつてきています。保健所や市役所で、これらの犬を捕獲しても飼い主がわからなくて困っています。

このような場合、犬の首輪に鑑札が注射済票がついていると飼い主に連絡することができます。飼い主の皆さん、もう一度確かめて必ず着けるようにして下さい。

このことは狂犬病予防法第四条（登録）第五条（予防注射）の各事項で、鑑札及び注射済票を犬に常時着けておくように定めてあります。

なお狂犬病予防法第二十七条により、第四条の規定に違反して犬の登録の申請をせず、又は鑑札を犬に着けなかつた者は三万円以下の罰金に処せられます。

◎犬は愛情をもって飼いましょ。◎犬の放し飼いは大変危険です。必ずすつないで飼ってください。大月保健所 都留市保健環境課

## 不用犬・猫の巡回収集

（八月八日）

場所、時間については、いつでもどおりです。（前月号広報掲載）